

令和4年度の入札・契約制度の改善について

○ 低入札価格調査制度の導入について

公共工事の品質確保及びダンピング受注防止の観点から、建設工事の一部において低入札調査価格制度を導入します。

(1) 概要

低入札価格調査制度とは、調査基準価格に満たない入札を行ったものについて調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合に、当該入札者を落札者とし、当該制度のことをいいます。

ア 対象となる契約

予定価格 5 億円以上

イ 調査基準価格

この金額を下回った場合には、適正な履行がなされるかどうかについての調査を行います。(追加で資料提出を求めるとともに、ヒアリングを実施します。)

$$\text{算定式} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55$$

※現行の最低制限価格の算定式と同じ。

ウ 失格基準価格

この金額を下回った場合には、適正な履行がなされないものとして、調査を行うことなく失格とします。

$$\text{算定式} = \text{直接工事費} \times 0.90 + \text{共通仮設費} \times 0.7 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理等} \times 0.55$$

(2) 実施時期

令和4年4月1日(同日以降に公告するものから実施)

以上

【参考】最低制限価格制度と低入札価格調査制度のイメージ図

